

(年金証書番号 )

〒105 8080  
東京都港区虎ノ門4 - 1 - 1

農林漁業団体職員共済組合

様

電話 (03) 3432 - 8122

## 退職一時金支給額等返還金入金通知書

あなたの平成14年(平成13年11月1日から平成14年10月31日まで)分の退職一時金支給額等返還金(以下「返還金」という。)を次のとおり受け入れましたので、ご通知いたします。

1. 返還していただいた金額 円 [前年分の繰越額(注1) 円を含む。]
2. 特例年金給付等についての支払年金額等

平成14年中にお支払いした年金額	A	円
返還していただいた金額 (上記1の額)		円
実支払年金額	B	円
特例年金から控除した後の返還額	C	円

特例年金給付等(平成14年3月分までの退職共済年金等及び平成14年4月分以降の特例年金給付(注2))は、その年にお支払いした年金額から上記1の額を控除した後の額(B)をもって、その年の支払年金額として取り扱われます。(注3)

Cの額が0円の方は次の3の取り扱いは適用されませんので、Bの額を「公的年金等の雑所得の収入金額」として確定申告してください。

3. 返還額に係る確定申告における取り扱い

特例年金給付等並びに平成14年4月以後に老齢厚生年金等(注4)の支給を受けた方は、確定申告の際に年金の支払額から返還額を控除することができます。

## (1) 移行年金からの控除

移行年金額	D	円
特例年金から控除した後の返還額	C	円
移行年金実支払額	E	円
移行年金から控除した後の返還額	F	円

返還していただいた金額から特例年金等の額を控除した後に残額(C)がある場合、その額が移行年金からの控除可能額となります。

Fの額が0円の方又は老齢厚生年金等の支給がない方は次の(2)の控除は適用されませんので、Eの額を「公的年金等の雑所得の収入金額」として確定申告してください。

## (2) 老齢厚生年金等からの控除

移行年金の支給がない方(特例老齢農林年金の支給がある方)については、老齢厚生年金等からのみの控除(特例年金から控除した後の返還金の残額(C)が控除可能額)となります。

老齢厚生年金等の額		円
老齢厚生年金等からの控除可能額 CまたはF		円
老齢厚生年金等実支払額		円

移行年金の支給がある方で、返還していただいた金額から特例年金給付等の額及び移行年金額を控除した後に残額(F)があり、なおかつ老齢厚生年金等の支給がある方の場合は、その残額が老齢厚生年金等からの控除可能額となります。

老齢厚生年金等の額及びこの欄は、ご自分でご記入の上、この額を「公的年金等の雑所得の収入金額」として確定申告してください。

裏面も必ずご覧ください

**この入金通知書は、確定申告の際に必ず源泉徴収票とともに提出してください。**

- 注1 前年の返還額について控除残額がある場合は、本年の返還額として繰越されます。ただし、この取扱いは裁定年月日により異なった扱いがなされます。  
 平成14年3月以前の裁定者...前年の返還額について控除残額がある場合、本年に繰越して控除されます。本年の特例年金及び移行年金から控除してもなお残額がある場合は、さらにその翌年に繰越することができます。ただし、老齢厚生年金等からも控除を行った場合は、繰越することはできません。  
 平成14年4月以降の裁定者...その年に返還していただいた額について控除後に残額があった場合であっても、翌年にその額を繰越すことはできません。また、分割して返還した場合で、返還金が2年に亘るときは、各年毎に控除する取扱いとなりますが、各年の控除の残額については、繰越すことはできません。
- 注2 平成14年3月分までの退職共済年金等 ... 退職共済年金、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金  
 平成14年4月分以降の特例年金給付 ..... 特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金
- 注3 平成14年分源泉徴収票の支払金額は返還金を控除後の「支払金額」となり、その支払金額にかかる税額が「源泉徴収税額」となります。なお、源泉徴収票は別途送付することとなりますが、控除後の額が0円となっている方には、支給額がないこととなりますので源泉徴収票は送付いたしません。
- 注4 老齢厚生年金等とは、平成14年3月以前に農林漁業団体に勤めておられた方が、その期間を厚生年金の被保険者期間とみなして裁定された老齢厚生年金、旧老齢年金、旧通算老齢年金をいいます。  
 (老齢厚生年金等の期間とみなされた場合、この期間は移行年金の対象期間となっていません)

以下の例示を参考にしてください

	【例1】	【例2】	【例3】
返還額	50万円	150万円	150万円
特例年金	20万円	20万円	20万円
移行年金	100万円	100万円	なし
老齢厚生年金	なし	100万円	100万円
平成14年中にお支払いした年金額 A	200,000円(特例年金額)		
返還していただいた金額 (上記1の額)	500,000円	1,500,000円	
実支払年金額 B	0円(超過額はCの欄)		
特例年金から控除した後の返還額 C	300,000円	1,300,000円	
移行年金額 D	1,000,000円		—————
特例年金から控除した後の返還額 C	300,000円	1,300,000円	—————
移行年金実支払額 E	700,000円	0円 (超過額はF欄)	—————
移行年金額から控除した後の返還額 F	0円	300,000円	—————
老齢厚生年金等の額	—————	1,000,000円 (源泉徴収税を控除する前の額)	
老齢厚生年金等からの控除可能額 CまたはF	—————	300,000円 (Fの額)	1,300,000円 (Cの額)
老齢厚生年金等実支払額	—————	700,000円	0円

返還金が超過した場合、実支払額は0円となります。

この通知書に関する  
お問い合わせ先

農林漁業団体職員共済組合 年金支給課  
 電話 (03) 3432-8122